1 NISA(少額投資非課税制度)の仕組み

POINT

①非課税口座は、開設の年の1月1日において満18歳以上の居住者等が開設できます。
②非課税管理勘定は、2023年（※）までの間、毎年設定できます。
③非課税管理勘定の投資利用限度額（非課税枠）は、年間120万円（2014・2015年は100万円）です。
④非課税管理勘定で投資した上場株式等の売却益に対する税金（税率20.315%）は非課税となり、売却損はなかったものとみなされます。
⑤非課税管理勘定で投資した上場株式等の配当等に対する税金（税率20.315%）は、5年間非課税となります。
⑥非課税口座は、1年間に一金融機関のみ利用できます。
※2024年1月1日以後は新・NISA制度が適用されます P.167。

NISA（少額投資非課税制度）での投資イメージ

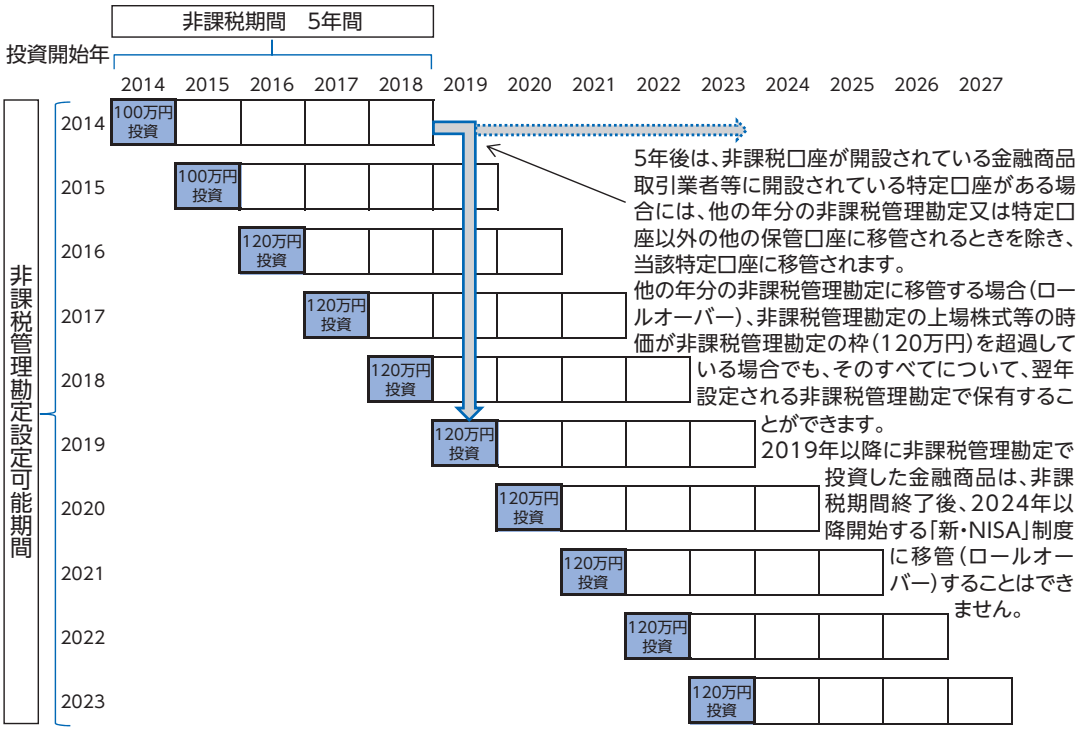

1 NISAの概要

NISAとは、個人投資家向けの税制優遇措置で、非課税管理勘定における毎年120万円までの上場株式等への投資に対する売却益および配当等に対する税金(税率20.315%)を非課税とする制度です。

2 非課税口座の開設

非課税口座は、開設の年の1月1日において満18歳以上の居住者等が開設できます。非課税口座を開設できる金融機関は、1年間に一金融機関のみです。非課税口座を開設する金融機関は、一定の手続きをとれば1年単位で自由に変更できます。

3 非課税管理勘定の内容

①投資利用限度額（非課税枠）

非課税管理勘定では、一人年間120万円（委託手数料は含まれません）まで上場株式等に投資することができます。年間投資額が120万円に満たなかった場合でも、未使用分の翌年への繰越しはできません。また、年の途中で商品を売却した後、途中売却部分の非課税枠を再利用して投資することはできません。なお、同一年に累積投資勘定（つみたてNISA）と併用することはできません。

②非課税期間

非課税期間は投資した年の1月1日から5年間です。非課税期間内の売却であれば、非課税管理勘定で投資した上場株式等の売却益に対する税金はかかりません。また、非課税管理勘定で投資した上場株式等の配当等に対する税金は、その上場株式等に投資した年の1月1日から5年間かかりません。

③非課税期間終了後の対応方法

非課税期間の5年間が終了したときには、売却の他、翌年の非課税管理勘定の非課税枠（※）を活用することや、特定口座、一般口座に移管することで保有継続が可能です。

※2019年以降に非課税管理勘定で投資した金融商品は、非課税期間終了後、2024年以降開始する「新・NISA」制度に移管（ロールオーバー）することはできません。

4 税務署への報告

非課税口座を開設した金融機関は、毎年非課税口座の取引内容について税務署へ報告を行います。なお、非課税口座を開設する人は、非課税口座内の取引について確定申告を行う必要はありません。

2 NISAの対象商品および受入事由

POINT

①NISAの対象となる商品は、上場株式等です。
②非課税口座への投資は、上場株式等を新たに購入する必要があります。
③非課税期間の5年間終了後も翌年の非課税管理勘定の非課税枠を活用して保有継続が可能です。

1 NISAの対象となる商品

NISAの対象となる商品は上場株式等です。
上場株式等の範囲：P.101

2 非課税管理勘定に受入可能な主なケース

非課税管理勘定には、金融機関を通じて購入した上場株式等や募集により取得した上場株式等のほか、非課税管理勘定内の上場株式等について行われる株式交換・株式移転などにより取得する上場株式等を受入れることができます。

また、5年間の非課税期間が終了したときに売却していない上場株式等は、翌年の非課税管理勘定の非課税枠を活用して保有継続が可能です。なお、非課税期間終了時に上場株式等の時価が120万円を超えている場合でも、当該上場株式等すべてを翌年設定される非課税管理勘定に移管することができます。

3 非課税管理勘定に受入できない主なケース

オプション取引の権利の行使や義務の履行、従業員持株会制度により取得した上場株式等を非課税管理勘定に受入れること、および特定口座や一般口座に預けている上場株式等を非課税管理勘定に移すことはできません。

なお、非課税管理勘定で信用取引を行うこともできません。

3 NISA口座の開設

POINT

①非課税口座は、開設の年の1月1日において満18歳以上の居住者等が開設できます。
②非課税管理勘定設定可能期間は、2014年から2023年まで（※）の10年間です。
③非課税口座は、1年間に一金融機関のみ利用できます。
※2024年1月1日以後は新・NISA制度へ移行 P.167。

1 非課税口座の開設

非課税口座を開設しようとする年の1月1日において、満18歳以上である居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者が非課税口座を開設できます。

非課税管理勘定は、2014年1月1日から2023年12月31日まで（※）の10年間に開設できます。ただし、同一年に累積投資勘定（つみたてNISA）と併用することはできません。

なお、非課税口座を開設する金融機関は、一定の手続きをとれば1年単位で自由に変更できます。

※2024年1月1日以後は新・NISA制度へ移行 P.167。

2 非課税口座の開設手続き

非課税口座を開設するには、金融機関に非課税口座を開設しようとする者の氏名、生年月日、住所および個人番号（マイナンバー）（既に金融機関等が個人番号（マイナンバー）を保有しているときは個人番号（マイナンバー）不要）等を記載した非課税口座開設届出書を提出し、併せて本人確認書類（「住民票の写し」など）を提示する必要があります。

なお、開設申込日において非課税口座を開設することができます。

取扱いの有無や手続の詳細は、証券会社にお問い合わせ下さい。

4 NISAでの売却・払出し

POINT

①非課税口座で生じた売却益に対する税金(税率20.315%)は、非課税となります。
②非課税口座で生じた売却損はなかったものとされ、他の株式等の売却益や配当等と相殺することはできません。
③非課税口座から払出しがあった場合には、払出し時の時価で売却があったものとみなされます。

1 売却

①売却益が生じた場合

非課税口座で売却益が生じた場合には、その所得に対する税金はかかりません。

②売却損が生じた場合

非課税口座で売却損が生じた場合には、その損失はなかったものとみなされます。

したがって、非課税口座で生じた売却損を、他の株式等の売却益や配当等と相殺することや、翌年以降に繰越すことはできません。

2 払出し

①払出し時の取扱い

非課税口座から他の口座への移管、投資した人への返還、または非課税口座の廃止により投資した上場株式等の一部または全部を払出した場合、その払出し時に、時価で売却があったものとみなされます。この払出しによって生じた所得については税金はかかりません。また、この払出しによって生じた損失はなかったものとみなされます。

②払出しをした場合の取得価額

払出しをした場合には、その払出し時に、その非課税口座にあった上場株式等と同じ銘柄を、同じ数量および払出し時の時価で取得したものとみなされます。

5 NISAで受取る配当等

POINT

①非課税管理勘定で投資した上場株式等の配当等に対する税金(税率20.315%)は、5年間非課税となります。
②受取った配当等を非課税とするためには、各証券会社等に預けている保有株式数量に応じて配当等を受取る方法（「株式数比例配分方式」P.97といいます）を選択する必要があります。

1 配当等を受取った場合

非課税管理勘定で投資した上場株式等の配当等は、投資した日の属する年の1月1日から5年以内に非課税口座を開設する金融機関経由で受取った場合に限り、非課税となります。ただし、上場会社の大口株主が受取る上場株式等の配当等については、非課税の対象となりません。

2 非課税の対象となる配当等

非課税の対象となる配当等は、非課税口座を開設する金融機関経由で受取ったものに限られます。したがって、配当（上場ETF、上場ETN、上場REITの分配金を含む）については、株式数比例配分方式を受取方法として選択する必要があります。なお、公募株式投資信託の収益分配金については、すべて非課税口座を開設する金融機関経由で支払われるので、特段の手続きを行う必要はありません。

3 株式数比例配分方式

株式数比例配分方式とは、配当金を証券会社の取引口座で受取る方法です。配当金を非課税とするためには当該方式を選択する必要があります。

また、複数の証券会社で同銘柄の国内上場株式等を運用しているような場合には、各証券会社等の保有株式数に応じ、各証券会社等の口座で受取ることとなります。

つみたてNISAの仕組み

POINT

①少額からの積立・分散投資の促進を図るため、つみたてNISAが創設され、2018年から開設の年の1月1日において満18歳以上の居住者等が非課税口座内につみたてNISA用の累積投資勘定を設定することが可能となりました。
②累積投資勘定は、2023年までの間、毎年設定できます P.163。
③非課税管理勘定（NISA）と累積投資勘定（つみたてNISA）は、年ごとにいずれか一方を選択することになります。
④累積投資勘定の投資利用限度額（非課税枠）は、年間40万円です。また、投資対象は一定の要件を満たした投資信託に限定されます。
⑤累積投資勘定で投資した一定の要件を満たした投資信託の売却益に対する税金（税率20.315%）は、非課税となり、売却損はなかったものとみなされます。
⑥累積投資勘定で投資した一定の要件を満たした投資信託の分配金に対する税金（税率20.315%）は、20年間非課税となります。
※2024年1月1日以後は新・NISA制度が適用されます。

つみたてNISAでの投資イメージ

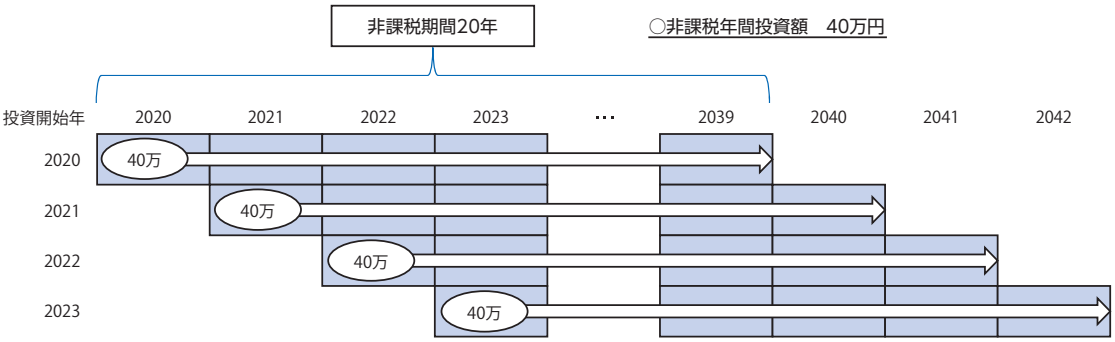

1 つみたてNISAの概要

つみたてNISAとは、少額からの積立・分散投資を促進するために創設された措置で、金融機関に開設した非課税口座に累積投資勘定を設定し、その中で投資された一定の要件を満たした投資信託の売却益および分配金に対する税金（税率20.315%）を非課税とする制度です。

2 累積投資勘定の内容

累積投資勘定は、開設の年の1月1日において満18歳以上の居住者等が金融機関に開設した非課税口座に設定できます。2018年1月1日から2023年までの間に毎年設定することができます。

①投資利用限度額（非課税枠）

累積投資勘定では、毎年40万円まで一定の要件を満たした投資信託に投資することができます。また、投資方法は、契約に基づき、定期かつ継続的な方法で投資することとなります。なお、同一年に非課税管理勘定（NISA）と併用することはできないため、2018年以後は各年において非課税管理勘定（NISA）又は累積投資勘定（つみたてNISA）の投資利用限度額（非課税枠のどちらか）を活用するか選択することとなります。

②非課税期間

非課税期間は投資した年の1月1日から20年間です。非課税期間内であれば、累積投資勘定で投資した一定の要件を満たした投資信託の売却益に対する税金はかかりません。また、累積投資勘定で投資した一定の要件を満たした投資信託の分配金に対する税金は、投資した年の1月1日から20年間かかりません。

3 つみたてNISAの対象となる商品

つみたてNISAの対象となる商品は、法令上、「定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして政令で定める要件を満たすものに限る」とされています。その要件としては以下のものが挙げられています。

①公社債投資信託以外の証券投資信託で、その受益権が金融商品取引所に上場等がされているものまたはその設定にかかる受益権の募集が一定の公募により行われたもの

②信託契約期間の定めがないことまたは20年以上の信託契約期間が定められていること

③収益の分配は、一月以下の期間ごとに行わないこととされており、かつ、信託の計算期間（外国投資信託の場合には、収益の分配に係る計算期間）ごとに行うこととされていること

④信託財産は、一定の場合を除き、デリバティブ取引に係る権利に対する投資として運用を行わないこととされていること

⑤その他一定の事項